

南九だより



第24号

令和5年3月

南薩地域

表紙写真

開聞岳（薩摩富士）から広がる南薩地域の受益地（そらまめ、スナップエンドウ他）



| | |
|---------|-----------------------------|
| P.1 | ・事務所長挨拶 |
| P.2~3 | ・〈トピックス〉みどりの食料システム戦略について |
| P.4~5 | ・国営施設機能保全事業「笠野原地区」の実施状況 |
| P.6~7 | ・全体実施設計「一ツ瀬川地区」の紹介 |
| P.8~9 | ・地域整備方向検討調査「南薩地域」「笠野原地域」の紹介 |
| P.10~11 | ・災害対応の取り組み |
| P.12 | ・【シリーズ】水の守人-若手土地改良区職員の紹介- |
| P.13~14 | ・南部九州土地改良調査管理事務所の業務 |
| 巻末 | ・事務所アクセスマップ |

～事務所長挨拶～

宮崎県、鹿児島県内の農業者の皆様、関係土地改良区、関係機関の皆様には、日頃から農業農村整備事業、土地改良施設の保全管理の推進に特段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当事務所は、昭和45年（1970年）に「南九州地域総合開発調査事務所」として開設され、平成元年（1989年）に現在の「南部九州土地改良調査管理事務所」に名前が変わりました。業務の内容も、調査対象地域の拡大をはじめ、この50年間で大きく変化してきました。

現在は、国営土地改良事業の実施に向けた調査・計画だけでなく、完了地区のフォローアップも重要な業務となっています。特に、近年は大規模自然災害が増加していることに加え、各地区の施設の老朽化に伴う突発事故が増加していることから、これらへの対応が求められています。災害や突発事故の際に迅速に対応するためにも、日頃の関係者間のコミュニケーションが重要になっていると感じています。

また、国の農業政策に関しては、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月）や「食料安全保障強化政策大綱」（令和4年12月）が発表され、現在、「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた検証作業が進められています。農業農村整備事業を含む我が国の農業政策が大きな転換期を迎えています。

南九州地域では、各地で多様な農業が展開されており、置かれている状況や直面している課題は一様ではありません。だからこそ、情報交換や意見交換が重要であり、関係者の皆様で、これからの農業政策について、しっかり話し合ってください、御意見を聞かせていただきたいと考えています。

この3年間は新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活が大きく変化しました。様々な変化の中で、これまでと同様に関係者の皆様と信頼関係を築きながら農業農村整備事業を適切に進めていくためにはどうしたらよいか、議論を重ねていきたいと思えます。

この「南九だより」が関係者の皆様とのコミュニケーションや話題提供として少しでもお役に立つことができれば幸いです。

今後とも皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所長
島尾 武文



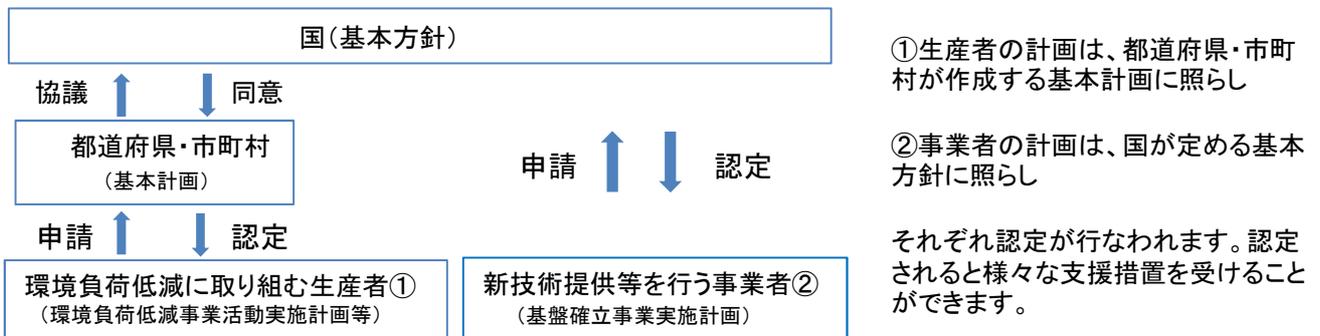
みどりの食料システム戦略について

「みどりの食料システム法(※)」(令和4年7月1日施行)とは、食料の生産・加工・流通・消費までをひとつの仕組みとしてとらえて、持続可能な食料生産を可能にするための政策である「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月策定)の実現を目的とした法制度です。

この法律では、環境負荷低減に取り組む生産者や新技術の提供等を行う事業者に対し、環境負荷低減の取り組みの促進として認定制度を設けているのが特徴です。生産者や事業者は取り組みに関する計画を申請し、認定されればさまざまな支援措置を受けることができます。

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)

計画認定制度の枠組み



○ 生産者の環境負荷低減を図る取り組み



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機



燃油使用量の低減に資する
施設園芸用ヒートポンプ



農地土壤に炭素を貯留



堆肥散布機による土づくり
(マニユアプレッダ)



ドローンによる農薬散布



生分解性マルチの利用

※みどりの食料システムに関する詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

○ 基盤確立事業の取り組み

(地方農政局を經由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。)

- ① 先端的技術の研究開発・実証
- ② 新品種の育成
- ③ 資材又は機械の生産・販売
- ④ 機械類のリース・レンタル
- ⑤ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を 不可欠な原料として用いて 行う新商品の開発、生産又は 需要開拓
- ⑥ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の 流通の合理化



堆肥ペレット化装置



食品残さの堆肥装置



堆肥製造装置
(家畜排せつ物の強制発酵)

※ 国の基本方針公表(令和4年9月)以降、地方公共団体の基本計画を複数の県等が公表、化学肥料・化学農薬の使用低減に寄与する機械・資材の普及拡大を図る複数事業者の計画が認定されています。

計画認定後に受ける農業者に向けた主な支援措置

【環境負荷低減事業活動】

| 対象者 | 具体的なイメージ(例) | 融資 | 税制 |
|-------|---|--------------|--|
| 農業者 | 化学肥料、化学農薬の使用低減に資する除草機、可変施肥機等の導入 | 農業改良資金 | みどり投資促進税 <small>※化学肥料、化学農薬の使用低減に取り組む場合に限る ※対象機械は、国が基盤確立事業で認定したものに限り</small> |
| 畜産・酪農 | 自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設の導入 | 畜産経営環境調和推進資金 | |

※融資の利用にあたっては、別途日本政策金融公庫等の審査が必要となります。

みどり投資促進税は、都道府県知事の認定を受けた生産者が税制特例の対象期間内(R4.7.1～R6.3.31)に対象設備を新規取得等して事業の用に供した場合、機械等は取得価額の32%、建物等は取得価額の16%の特別償却を適用することができます。



税制特例を受けられる機械・設備のイメージ



再生紙マルチ田植機



野菜用畝立局所施肥機



茶園用堆肥散布機



水田用除草機

※みどりの食料システムに関する詳細は、農林水産省ホームページをご覧ください。
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

国営施設機能保全事業「笠野原地区」の概要

事業概要

本地区は、鹿児島県大隅半島の中央部に位置し、鹿屋市、肝属郡肝付町の1市1町にまたがる、受益面積2,452haの畑作農業地帯です。

国営かんがい排水事業笠野原地区で造成した農業水利施設は、事業完了から約50年が経過し、主要施設の老朽化により円滑な維持管理と適切な配水管理が困難な状況にあります。

このため、本事業では施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策として、機能診断に基づく補修・補強等を実施することにより、施設の長寿命化及び農業用水の安定供給の確保、それに伴う農業経営の安定化を図ることを目的とし、平成25年度に着手しました。

かのやし きもつぎんきもつきちょう

【関係市町村】 鹿屋市、肝属郡肝付町

【事業着工】 平成25年度

【受益面積】 2,452ha

(畑 2,072ha)

(樹園地 380ha)

【主要工事】

- (1) 高隈ダム貯水池法面对策工 1ヶ所
- (2) 導水路 (改修) L=8.6km
- (3) 幹線水路 (改修) L=35.0km
- (4) 調整池 (改修) 4ヶ所
- (5) 揚水・加圧機場、水管理施設 (改修) 1式

事業計画平面図



笠野原台地



| 凡 例 | |
|-----|-----------|
| | ダ ム |
| | 導 水 路 |
| | 幹 線 水 路 |
| | 対象外幹線水路 |
| | 調 整 池 |
| | 揚水、加圧機場 |
| | 市 町 村 界 |
| | 主 要 道 路 |
| | 河 川 |
| | 受 益 地 (畑) |

事業の効果

本事業により施設の維持管理費の軽減、漏水による断水の不安が解消され、より収益性の高い作物への転換が可能となり、地域農産物のブランド化や六次産業化の促進など長期的な視点に立った戦略的な農業経営に貢献します。

お茶



キャベツ



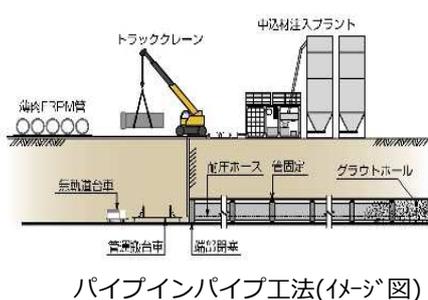
施設園芸(きく)



事業の実施状況

これまでに地区外導水路（10号隧道）の補強（パイプインパイプ工法）及び幹線水路の更新等を実施し、着工9年目を迎えた今年度は幹線水路（φ700～φ600）の更新工事を実施中です。来年度も引き続き幹線水路の更新工事を実施し、漏水による第三者への被害軽減や受益者への断水の不安を解消することとしています。

また、突発的な漏水事故が発生した場合も本事業により早急に復旧工事を実施しています。



10号隧道補強工事の施工状況



10号隧道補強工事の施工状況



幹線水路更新工事の施工状況
(φ900, φ350の複合配管)



幹線水路更新工事の施工状況
(φ900, φ600の複合配管)



止水バンド工法による漏水復旧状況



幹線水路漏水状況



幹線水路漏水復旧状況



幹線水路漏水復旧状況

国営土地改良事業全体実施設計「一ツ瀬川地区」の紹介

事業概要

一ツ瀬川地区の農業は、恒常的な用水不足に苦しめられてきましたが、国営土地改良事業（S47～S60）等により、東原調整池等の基幹的な農業水利施設の整備が行われた結果、稲作の生産性が飛躍的に向上し、畑においても多様な野菜作が可能となり、県内有数の農業地域へと発展しています。

しかしながら、前歴事業で整備した農業水利施設の老朽化のため、農業用水の安定供給に支障を来しており、施設の維持管理に多大な費用と労力を要しています。

また、近年では水稲作期の前倒し、茶の防霜用水等の新たな水需要への対応が必要となっています。

このため、本事業では、基幹的な農業水利施設の改修及び水需要の変化に対応した用水計画の見直しを行い、併せて関連事業で区画整理等を実施することにより、農業用水の安定供給、施設の維持管理の費用と労力の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に貢献します。

令和4年度 全体実施設計
令和5年度 事業着工予定

【関係市町】 宮崎県西都市、児湯郡高鍋町、
新富町、木城町

【全体実施設計期間】 令和4年度

【受益面積】 約2,067ha（水田、畑）

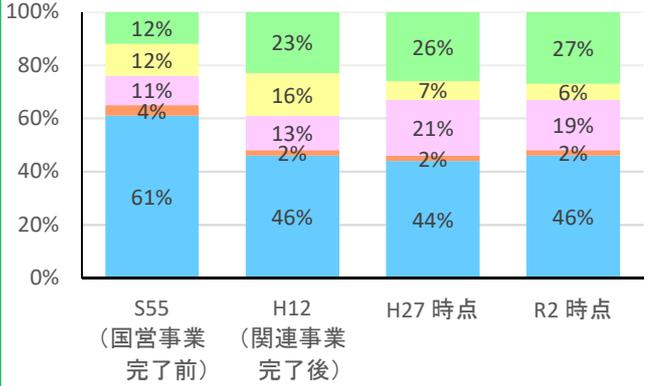
【主要工事（案）】

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 貯水池（改修） | 1ヶ所 |
| (2) 頭首工（改修） | 1ヶ所 |
| (3) 取水工（改修） | 1ヶ所 |
| (4) 揚水機場（改修） | 1ヶ所 |
| (5) 用水路（改修） | L=37.9km |
| (6) 水管理施設（改修） | 1式 |

事業計画平面図



類別作付面積の割合（一ツ瀬川地区）



■ 稲 ■ 雑穀豆類等 ■ いも類 ■ 工芸作物 ■ 野菜類
 出典:「農林業センサス」1980/2000/2015/2020

一ツ瀬川地区の野菜類の割合は、事業完了前と比較して大きく増加しており、様々な野菜が作付けされています。このうちピーマン、ズッキーニの生産は、宮崎県内において50%以上を占めています。

※上記のグラフにおける一ツ瀬川地区とは、関係する4市町のデータを集計したものです。

【ピーマン】

令和2年度時点で宮崎県は全国第2位の出荷量を誇っています。

| 県名 | 出荷量 | 全国順位 |
|-----|----------|------|
| 茨城県 | 30,600 t | 1位 |
| 宮崎県 | 25,400 t | 2位 |
| 高知県 | 12,400 t | 3位 |
| 岩手県 | 7,080 t | 4位 |
| 大分県 | 6,790 t | 5位 |

出典:農林水産省統計部
 「令和2年産野菜生産出荷統計」



【ズッキーニ】

令和2年度時点で宮崎県は全国第2位の出荷量を誇っています。

| 県名 | 出荷量 | 全国順位 |
|-----|---------|------|
| 長野県 | 3,240 t | 1位 |
| 宮崎県 | 2,980 t | 2位 |
| 群馬県 | 1,200 t | 3位 |
| 茨城県 | 656 t | 4位 |
| 千葉県 | 438 t | 5位 |

出典:農林水産省統計部
 「令和2年産地域特産野菜生産状況調査」



施設整備計画（案） 老朽化した施設の適正化・効率化及び維持管理費低減に資する施設計画

○ 劣化が進行している施設の機能保全対策を行うことにより、安定的な用水の供給と維持管理費の軽減。

■機能保全対策（土木施設）

【東原調整池】

①ブランケットのバイピング発生



減圧井戸の設置
 (揚圧力対策)

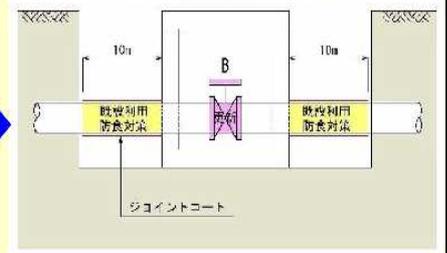


【幹線水路】

②腐食による漏水



対策:漏水補修(イメージ)



■機能保全対策（施設機械・電気）

【瀬江川頭首工】

①洪水吐ゲート開閉装置の老朽化



対策:更新

【パイプラインの弁類】

②弁類の腐食等



対策:更新

【特別高圧受変電設備】

③耐用年数の超過



対策:更新
 ・開閉装置を現況の開放形開閉装置からガス絶縁密封形開閉装置 (GIS) に更新
 ※GIS化により保守点検費用が軽減

○ 既存農業水利施設の効率化、AI・ICTの導入等により平原揚水機場の電気代を低減

平原揚水機場における維持管理費低減策として、AI(人工知能)・ICT(情報通信技術)の導入等による維持管理費低減対策を図ります。

地域整備方向検討調査「笠野原地域」の紹介

事業概要

本地域は、鹿児島県大隅半島の鹿屋市及び肝属郡肝付町にまたがる笠野原台地に広がる2,347haの畑地帯で、飼料作物栽培による肉用牛経営とかんしょを主体とした野菜等を組合わせた畑作、茶等の専作が展開されています。

本地域の基幹農業水利施設は、国営笠野原土地改良事業（昭和34年度～昭和44年度）で造成され、緊急性の高い施設は国営施設機能保全事業笠野原地区（平成25年度～令和6年度）で更新中ですが、その他の施設も老朽化の進行により農業用水の安定供給に支障をきたしており、施設の維持管理に多大な費用と労力を要しています。

水源である高隈ダムは、近年の大雨、台風により流入土砂が急増したことで計画堆砂量を超過し、更に堆砂が進行した場合、貯水機能の低下に伴い利水機能に支障を来す可能性があります。また、令和元年度の国土交通省の利水定期点検において、「計画堆砂量を超過しているため、堆砂除去が必要である」旨の意見（A判定）がなされており、早期の対策が必要となっています。

このため、令和3年度から地域整備方向検討調査に着手し、本地域全体の水利用や今後の営農計画を踏まえた施設再編や施設機能の向上を行う国営かんがい排水事業（洪水調節機能強化事業）により、堆砂対策と併せてダム付帯施設、幹線水路等を一体的に施設更新となる整備構想を検討しています。

かのやし きもつきくんきもつきちよう

【関係市町】 鹿児島県鹿屋市、肝属郡肝付町

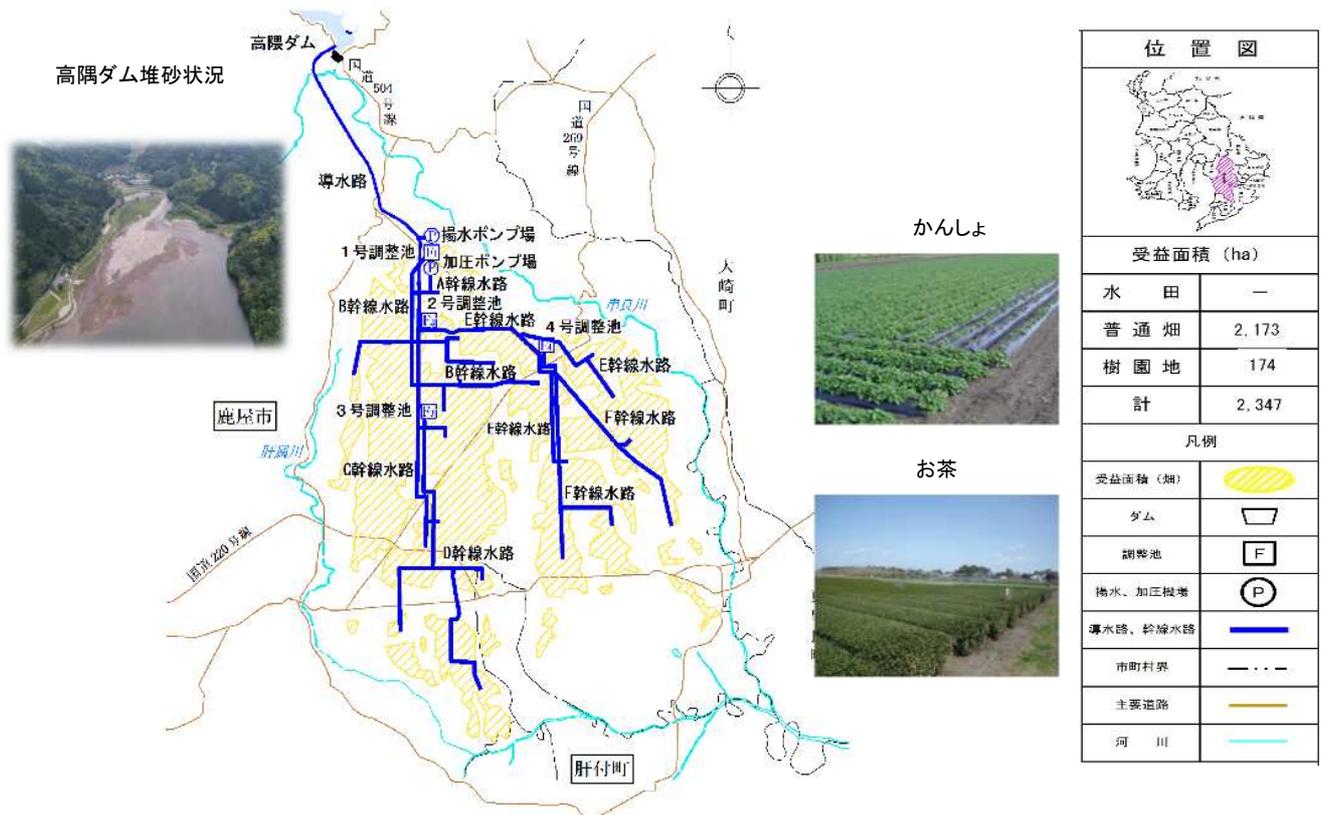
【調査期間】 令和3年度～令和6年度

【受益面積】 約2,347ha（畑）

【主要工事（案）】

- (1) ダム取水・放流設備（改修）1式
堆砂除去（改修）1式、法面保護工（改修）1式
- (2) 導水路・幹線水路・調整池（改修）1式
- (3) 用水・加圧機場（改修）1式
- (4) 水管理施設（改修）1式

事業計画平面図



○災害対応の取り組み(災害応急用ポンプの分散配置)

集中豪雨や台風等による湛水排除や、干ばつ時の用水補給などの応急措置を目的として、土地改良技術事務所(熊本)にあった災害応急用ポンプ機材が南九事務所(都城)へ分散配置されることとなりました。これにより宮崎県と鹿児島県の地方公共団体、土地改良区等(使用者)に南九事務所から貸し出すことでより迅速な対応が可能となりました。(注:運搬・据付・運転管理に関する費用は使用者の負担となります)

まずは、問合せ先である**土地改良技術事務所 施設管理課(災害応急用ポンプ担当)** 電話番号④にご連絡をお願いいたします。

問合せ先

電話問合せ先:九州農政局土地改良技術事務所 施設・管理課(災害応急用ポンプ担当)

電話番号①:096-367-0411(代表)

(①受付時間:8:30分~17:15(土日祝/年末年始除く))

電話番号②:080-2703-5337

(②受付時間:①受付時間外)

電話番号③:096-369-7462(災害により①②が不通時の場合)

詳細情報

※以下のリンク先しおりや申請に必要な様式が掲載してありますのでご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/03/ponpu/oukyu.html>

- ①貸受申請等の手続き⇒土地改良技術事務所 施設管理課(災害応急用ポンプ担当)
- ②必要な機材一式運搬⇒土地改良技術事務所(熊本)か 南九事務所(都城)から運搬することとなります。(注:運搬・据付・運転管理に関する費用は使用者の負担となります)



○災害対応の取り組み(災害等に係る訓練)

・集中豪雨や台風等の災害及び施設の突発事故(パイプライン漏水事故等)等の緊急時に土地改良区や市町村と協力し、初動対応が出来るよう資機材の整備や基本的な作業の習得に向けた職員の訓練を実施しています。今回は、その一部を紹介します。

資機材の準備



倉庫の資機材置場の掲示(だれでも置場がわかるように)
資機材在庫の定期的な数量確認

緊急時に携行する
資機材の確認・準備

しこしら 土のうの仕揃え実習



土のうの仕揃え方法
(標準の大きさ約 20kg、
スコップ5~6杯)、
積み方を実践

ロープの結び方の実習



ポンプを吊り下げる際
に使用する基本的な
「もやい結び」を実践

ポンプの実習



水中ポンプとホースの
接続や発電機の操作を
実践

ドローンの実習



ドローンの操作を実践



令和4年度の対応状況(12月まで)

- ・ドローンによる被害調査(7月:2市町、9月台風14号:3市町)
- ・大雨による農道の崩壊対応(7月:土のう200袋)
- ・落雷被害に伴うポンプ故障の対応(8月:水中ポンプ4台, 発電機3台, 土のう200袋)
- ・大雨による管水路浸食対応(9月:土のう150袋)

【シリーズ】水の守人 -若手土地改良区職員の紹介-

鹿児島県及び宮崎県の国営完了地区の施設を管理して頂いている若手土地改良区職員の皆様を紹介させていただきます。

かじはら かおる

いりえだ じゅり

今回は西諸土地改良区「梶原 薫さん、入枝樹里さん」です！

◆担当している仕事の内容を教えてください。

(梶原)

管理係で施設の維持管理や賦課金徴収を担当している他、未納者対応や、得喪手続き等の届け出にも対応しています。

(入枝)

総務係で勤怠管理・給与計算・社会保険関係や文書管理、会計関係の取りまとめ、物品関係の購入管理、金融機関との対応、電話対応などを行っています。



入枝さん

梶原さん

◆土地改良区職員になったきっかけは？

(梶原)

元々、地元（えびの市）の別な所で勤務をしていましたが、土地改良区の存在を知り、西諸管内の3市町の農地に農業用水を供給していることに興味を抱き、土地改良区職員として地域の農家の方々のために仕事をしたいと思い転職しました。

(入枝)

土地改良区職員になる前は、分野の異なる所で働いていましたが、事務関係の仕事をしたいと思い、求人情報を探していたところ、土地改良区の職員募集を見つけ、応募したところ採用となり現在に至ります。

◆プライベートで趣味や特技などありましたら教えてください。

(梶原)

私には家族がいますが、アウトドアに興味があり、暖かくなったら、ファミリーキャンプに行こうと思っています。また、ソロキャンプにも興味がありチャレンジしようと考えています。現在は、キャンプシーズンに備えて道具の収集をしているところです。

(入枝)

音楽鑑賞（サブスク）で、歌詞が気に入ったものを聴くため、ジャンルを問わず色々な歌手のものを聴いています。後はウィンドウショッピング（見るだけです）。



◆将来の目標を教えてください。

(梶原)

西諸地区は県営事業が継続中であり、未だすべての受益地に農業用水が行き渡っていませんが、農業用施設の維持管理を通じて、組合員の皆さんの力となりつつ、土地改良事業の発展に貢献できる職員になりたいです。

(入枝)

これまで以上に事務全般に精通し、組合員の皆様に寄り添った対応が出来るよう努力していきます。

南部九州土地改良調査管理事務所の業務

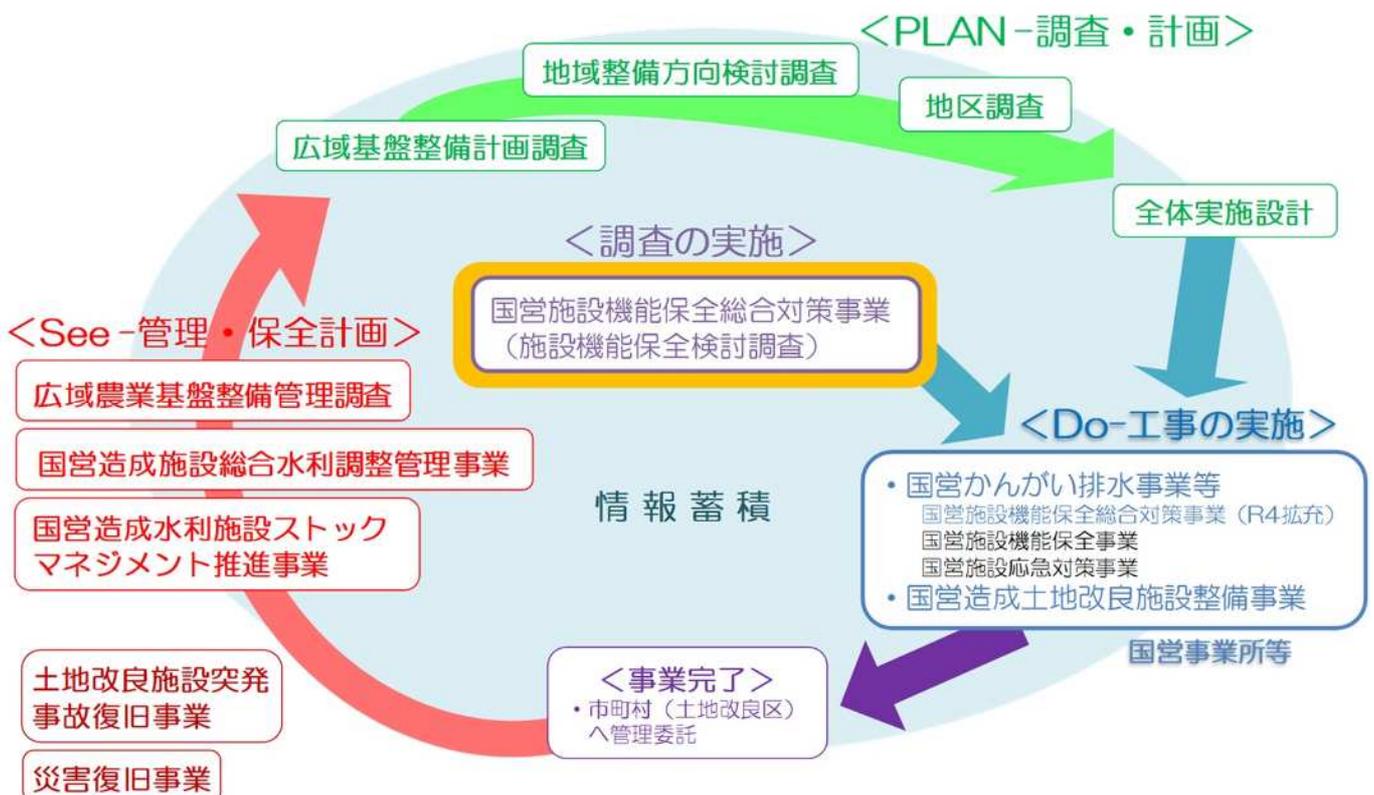
事務所の役割

食料の安定供給や国土保全等、農業の持つ機能を発揮・維持していくには国や地方自治体等が事業主体となって農業生産基盤の整備(土地改良事業)を推進していく必要があり、当事務所では、地域の課題・土地・水利用状況の把握、調査計画の策定等、整備に必要な各種調査・計画を行っています。

また、土地改良事業により造成された施設を長期にわたって利用し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を目指すため、施設の機能監視・診断・分析、補修・補強など施設の保全・管理を行うための調査を実施しています。

更に、これまで実施してきた国営完了地区の施設管理者に職員が定期的に最近の農業情勢や維持管理等の情報を提供したり、施設管理の問題点の情報収集、突発事故対応、水利権更新など、円滑な施設利用を実施するためのフォローアップを行うとともに、国営土地改良事業により造成された基幹的農業水利施設を対象に長寿命化計画を策定し、施設の補修・補強等の対策を実施しています。

調査管理事務所業務（事業）の流れ



業務の概要

◆ 広域農業基盤整備管理調査

地域の農業基盤に関する情報収集、管理及び提供並びに国営完了地区のフォローアップを実施することにより、農業振興上の阻害要因や国営完了地区における事業実施による効果発現上の課題を把握するとともに、国営等完了地区について事後評価を実施することにより、地域の農業発展と国営土地改良事業等を円滑に実施します。

◆ 広域基盤整備計画調査

水系や広域営農団地を単位とした一定の農業地域を対象とし、国が基幹的農業水利施設を計画的、機動的かつ長寿命化に配慮し、整備更新するための広域基盤整備計画を策定します。

◆ 地域整備方向検討調査

国営土地改良事業（用排水計画の見直しや新規水源開発及び中山間地域の振興、多面的機能の維持・保全を図るものなど）の実現性の高い地域において、国営事業の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画を策定するために行う調査（地区調査等）に先立ち、地域の課題及び整備構想の概略の検討を行います。

◆ 国営土地改良事業地区調査

国営土地改良事業を実施する必要性、技術的可能性、経済的妥当性等について検討を行い、土地改良事業計画（案）を策定します。

◆ 全体実施設計

地区調査で策定された土地改良事業計画書（案）のうち、工事計画に係る設計を行い、総事業費の算定を行います。

◆ 国営造成施設水利管理事業

農業用ダムの事前放流の取り組み効果の検証等を行い、洪水調節機能の一層の強化を図ります。また、国営造成施設に係わる既得水利権について、更新時期が迫っている等、緊急に河川協議を了する必要のある地区の変更・更新協議に必要な調査等を実施します。

◆ 土地改良施設突発事故復旧事業

突発事故により機能が喪失・低下した土地改良施設における、機能を回復させるための工事を実施します。

- ・受益面積要件（直轄：100ha以上、補助：20ha以上、条件不利地10ha以上）
- ・対象施設要件（直轄：国営造成施設、補助：土地改良施設）
- ・事業費 要件（直轄：2,000万円以上、補助：200万円以上）

◆ 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

施設の劣化等を調べる機能診断及び耐震診断を行い、診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画を策定し、施設管理者に施設の効果的な予防保全対策や適期の整備更新に関する指導助言を実施します。

また、ストックマネジメントの推進のために必要な診断、評価、対策工法などの技術の確立と高度化に必要な取組（突発事故等の要因調査、診断技術の適用と評価、対策工法の適用と評価、リスク評価の実証調査）を実施します。

更に、国営造成施設の保全のため、区分地上権等の権利設定及び更新を行います。

◆ 基幹水利施設保全管理対策

基幹的農業水利施設の補修履歴等や維持管理費に関する情報収集及びデータベースへの登録を行い、体系的に整理するとともに、データベースシステムの保守運用を実施します。

◆ 国営施設機能保全総合対策事業

国営事業により造成された基幹的水利施設を対象に、突発事故の発生原因の究明調査、機能診断、耐震性の点検・調査、対策工法検討を行い、土地改良区等の施設管理者とともに施設の長寿命化に関する計画（施設長寿命化計画）を策定し、施設機能の監視や補修・補強等を実施します。

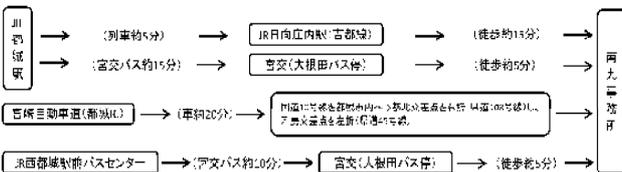
◆ 防災情報ネットワーク事業

国営造成施設等の観測情報、気象等の防災情報の迅速な収集、伝達、蓄積及び分析整理を行うために必要な設備（機器導入、プログラム開発等）の整備及び保守運用を行います。

事務所の案内図



交通案内



鹿児島支所の案内図



交通案内



薩摩支所の案内図



交通案内



一ツ瀬川支所の案内図



交通案内



【事務所】 〒885-0093
宮崎県都城市志比田町4778-1
TEL: 0986(23)1293

【鹿児島支所】 〒893-0064
鹿児島県鹿児島市西原4-5-1(鹿児島合同庁舎1F)
TEL: 0994(44)6191

【薩摩支所】 〒891-0202
鹿児島県鹿児島市喜入中名町1000-28
(喜入港湾合同庁舎内)
TEL: 099(204)7276

【一ツ瀬川支所】 〒884-0002
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋300番地
TEL: 0983(32)1360